資料編

1 母子保健計画の施策体系及び指標

（１）母子保健計画の施策体系

～子ども・若者共育（ともいく）計画体系図より、母子保健事業の施策に係る部分等を掲載～

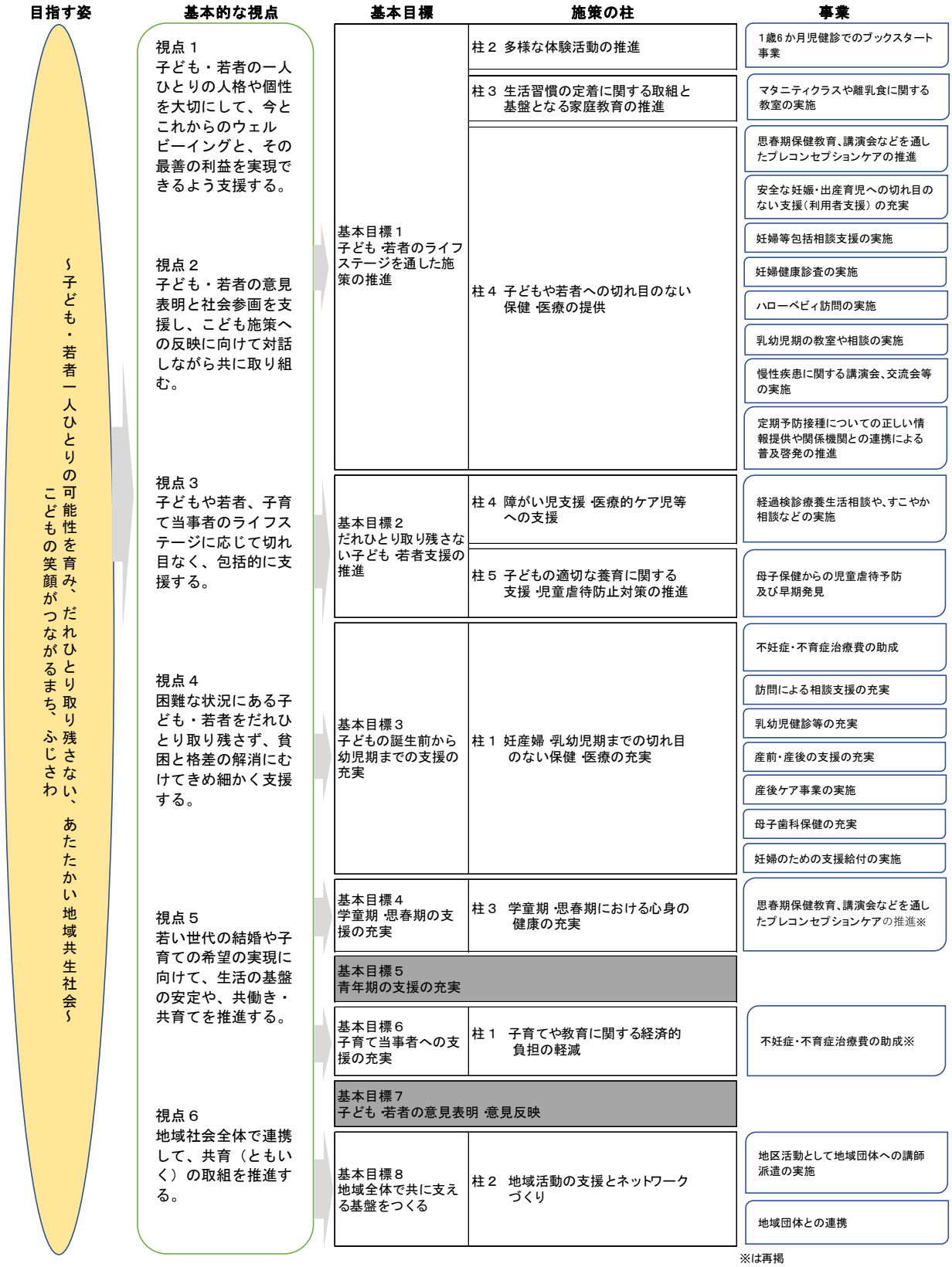

（２）母子保健計画の指標

～成育医療等基本方針に基づく評価指標から抜粋～

ア　妊娠期

番号	指標	方向性	直近値
1	妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している	→	実施
2	支援が必要な里帰り出産をする方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある	→	実施
3	産後１か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	↘	－
4	産後ケア事業の利用率	↗	25.9%
5	妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている	→	実施
6	妊婦の喫煙率	↘	1.3%
7	妊娠中のパートナーの喫煙率	↘	－
8	流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある	→	実施

※番号３・７については、直近値が分からないことから、直近値を調査し、把握していきます。

イ　乳幼児期

番号	指標の概要	方向性	直近値
1	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある	→	実施
2	保護者が子どもの仕上げみがきをしている割合	→	68.1%

※番号２については、2022 年度（令和４年度）を直近値としています。

ウ　子ども全般

番号	指標の概要	方向性	直近値
1	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	→	実施
2	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	↗	－
3	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	↗	75.4%
4	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	↗	－
5	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	↗	－

※番号２・４・５については、直近値が分からないことから、直近値を調査し、把握していきます。

2 放課後子ども教室整備の考え方

（１）放課後子ども教室とは

すべての小学生を対象として、放課後の小学校の余裕教室・体育館・校庭等を活用し、児童の安全・安心な居場所を設け、遊びを通して異年齢間の交流の促進を図りながら、多くの遊び体験を通じて創造性、自主性及び社会性を養い、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

なお、自宅に帰宅しないで直接遊びに行くことができる居場所で、利用費等はかかりません。運営にあたっては、地域で募った有償ボランティア「見守る人」が子どもの見守りを行います。

（２）本市の放課後子ども教室の実施状況

ア　実施形態

名称	実施場所	実施日時※1	開始年度
亀井野小学校区 かめっ子ひろば	教室・体育館・ 校庭	原則給食のある月～金曜日 午後１時 30 分～４時 30 分	2002 年度 （平成 14 年度）
小糸小学校区 こいとっ子	教室・体育館・ 校庭	原則給食のある月～金曜日 ４月～９月 午後１時 30 分～５時 00 分 10 月～３月 午後１時 30 分～４時 30 分 夏期休業期間の始めの３日間 午前 10 時～正午	2007 年度 （平成 19 年度）
富士見台小学校区 ふじみっこひろば	体育館・校庭	不定期実施（月６回程度） 午後１時 30 分～４時 00 分	2019 年度 （令和元年度）
善行小学校区 ぜんぎょうスマイル	教室・体育館 校庭	原則給食のある月～金曜日のうち、 週２～３回 午後１時 30 分～４時 00 分	2024 年度 （令和６年度）
御所見小学校区 ごしょみっこ	教室・体育館・ 校庭	原則給食のある水・金曜日 午後１時 30 分～４時 00 分	2024 年度 （令和６年度）
新林小学校区 ※名称未定	体育館・校庭	不定期実施（月６回程度） 午後１時 30 分～４時 00 分	2025 年度 （令和７年度）
天神小学校区 ※名称未定	教室・体育館・ 校庭	原則給食のある月～金曜日のうち、 週２～３回 午後１時 30 分～４時 00 分	2025 年度 （令和７年度）

※1 学校休業日を除く
※新林小学校区、天神小学校区については、2025 年度（令和７年度）から本格実施予定

イ　利用状況

（単位：人）

2023年度 (令和５年度)	亀井野小学校区 かめっ子ひろば	小糸小学校 こいとっ子	富士見台小学校区 ふじみっこひろば	善行小学校区 ぜんぎょうスマイル	御所見小学校区 ごしょみっこ
利用人数	3,162	3,148	594	318	342
平均利用人数	30	15	22	23	24

※ぜんぎょうスマイル及びごしょみっこについては、試行実施

（３）令和７年度以降の整備方針について

放課後の時間帯における子どもの居場所に対するニーズの高まりから、次の整備方針とします。

ア　すべての小学校区での開設を目指し、実施可能な方法で設置

余裕教室等がない場合でも、体育館活用型で検討するなど、長期的な視点で全校（35）での展開を目指します。

イ　余裕教室等のある学校から優先的に設置

余裕教室等のある学校を調査し、優先的に設置します。または児童数の減少により余裕教室等が確保されれば、その都度設置を行います。

ウ　放課後児童クラブの待機児童の多い小学校区から設置

待機児童の解消を重点に、待機児童の多い小学校区から設置します。

3 藤沢市子ども･子育て会議条例

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第７２条第１項の規定に基づき、及びこども施策（こども基本法（令和４年法律第７７号）第２条第２項に規定するこども施策をいう。次条第１項第３号において同じ。）の推進を図るため、藤沢市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　会議の所掌事務は次のとおりとする。

（1）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１５第４項の認可にあたっての意見に関すること。

（2）　こども基本法第１０条第２項の規定により市が定めるこども計画に関し調査審議すること。

（3）　前２号に掲げるもののほか、こども施策の総合的かつ計画的な推進に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

（委員）

第３条　会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）　市民

（2）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（3）　学校教育に従事する者

（4）　主任児童委員

（5）　事業主を代表する者

（6）　労働者を代表する者

（7）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（8）　市職員

（9）　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委嘱された委員の任期は、２年とする。ただし、委嘱された委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第５条　市長は、会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

２　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

３　専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　会議に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。次条第２項及び第３項、第８条第２項及び第４項並びに第10条において同じ。）の互選によって定める。

３　委員長は、会務を総理し、会議を代表し、会議の議長となる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　会議は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長がこれを行う。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（部会）

第８条　会議に部会を置くことができる。

２　部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

３　部会に部会長を置き、委員長が指名する。

４　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

５　第６条第３項の規定は部会長の職務について、前条（第１項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第６条第３項並びに前条第１項本文及び第３項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と、同条第２項中「会議は」とあるのは「部会は」と、同条第２項及び第３項中「委員」とあるのは「部会の委員（専門委員が置かれている場合は当該専門委員を含む。）」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第９条　委員長又は部会長は、それぞれ会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第10条　委員は、職務上知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成25年７月１日から施行する。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

4 藤沢市子ども･子育て会議、部会委員名簿

（１）藤沢市子ども・子育て会議委員

ア　2025 年(令和7年)3月 31 日時点

委員区分	選出団体・役職等	氏　名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤沢市青少年指導員協議会会長	金子　真由美（かねこ　まゆみ）
	株式会社ストーブカンパニー代表取締役 よつば保育園代表	齋藤　勤（さいとう　つとむ）
	藤沢市民間保育園園長会湘南たんぽぽ保育園　施設長	戸倉　裕二郎（とくら　ゆうじろう）
	公益財団法人藤沢市みらい創造財団　青少年事業部長	森　徹（もり　とおる）
学校教育に従事する者	特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会 藤沢若葉幼稚園園長	大竹　貞代（おおたけ　さだよ）
	藤沢市立小学校長会　大庭小学校校長	堀部　恵（ほりべ　めぐみ）
	藤沢市立中学校長会　滝の沢中学校校長	笹原　信吾（ささはら　しんご）
	神奈川県立学校長会議鎌倉・湘南地区会議 湘南高等学校校長	田中　和也（たなか　かずや）
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会　主任児童委員	松尾　良子（まつお　よしこ）
事業主を代表する者	藤沢商工会議所　専務理事	○竹村　裕幸（たけむら　ひろゆき）
労働者を代表する者	湘南地域連合　議長代行	鬼塚　健自（おにつか　けんじ）
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	神奈川県弁護士会　お城通り法律事務所　弁護士	坂本　結（さかもと　ゆう）
	関東学院大学　社会学部　教授	◎澁谷　昌史（しぶや　まさし）
	鎌倉女子大学短期大学部　初等教育学科　准教授	寶川　雅子（ほうかわ　まさこ）
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所　子ども支援第一課　課長	稲葉　史恵（いなば　ふみえ）
	湘南助産師会　井本助産院　院長	井本　園江（いもと　そのえ）
	社会福祉法人みその　聖園子供の家　施設長	野際　良介（のぎわ　りょうすけ）
市民公募委員	市民公募委員	小沼　陽子（おぬま　ようこ）
	市民公募委員（若者枠）	坂本　陽香（さかもと　はるか）
	市民公募委員	鈴木　理恵（すずき　りえ）
	市民公募委員	相馬　寛子（そうま　ひろこ）
	市民公募委員	髙橋　美雪（たかはし　みゆき）
市職員	子ども青少年部長	三ツ井　幸子（みついゆきこ）

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順
※氏名に付されている◎は委員長、○は副委員長

（２）（仮称）藤沢市こども計画策定等検討部会委員

ア　2024 年(令和6年)4月1日時点

委員区分	選出団体・役職等	氏　名
事業主を代表する者	藤沢商工会議所　専務理事	竹村（たけむら）　裕幸（ひろゆき）
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	神奈川県弁護士会　お城通り法律事務所　弁護士	坂本（さかもと）　結（ゆう）
	関東学院大学　社会学部　教授	○澁谷（しぶや）　昌史（まさし）
	鎌倉女子大学短期大学部　初等教育学科　准教授	寶川（ほうかわ）　雅子（まさこ）
市職員	子ども青少年部長	三ツ井（みつい）　幸子（ゆきこ）

※敬称略、委員区分による五十音順
※氏名に付されている○は部会長

5 計画策定の経過

（１）藤沢市子ども・子育て会議、部会の開催経過

開催年月	開催経過等
2023 年（令和５年）８月	● 令和５年度第２回藤沢市子ども・子育て会議開催
11 月	● 令和５年度第３回藤沢市子ども・子育て会議開催
2024 年（令和６年）１月	● 令和５年度第４回藤沢市子ども・子育て会議開催
３月	● 令和５年度第５回藤沢市子ども・子育て会議開催
４月	● 第１回（仮称）藤沢市こども計画体系等検討部会
５月	● 第２回（仮称）藤沢市こども計画体系等検討部会
７月	● 第３回（仮称）藤沢市こども計画体系等検討部会 ● 令和６年度第１回藤沢市子ども・子育て会議開催
11 月	● 令和６年度第２回藤沢市子ども・子育て会議開催
2025 年（令和７年）１月	● 令和６年度第３回藤沢市子ども・子育て会議開催
３月	● 令和６年度第４回藤沢市子ども・子育て会議開催

（２）子ども・若者へのアンケート調査

藤沢市子ども・若者共育（ともいく）計画の策定に向けた子ども・若者への意見聴取として、子ども・若者・普段から子どもに関わる団体等から、「子どもの居場所」や「こどもにとってやさしいまち」について意見を聴取しました。

件名	いたい！いきたい！やってみたい！子どもの居場所を一緒に考えよう
募集期間	2024 年（令和６年）８月９日（金）～10 月 11 日（金）
周知方法	広報ふじさわ８月 10 日号、市ホームページ、市公式 LINE、市立小学５・６年生及び市立中学校全生徒へのチラシ配布、放課後児童クラブでのチラシ配布
回答数	（１）子ども 1,155 件、（２）若者・大人 71 件、（３）事業者 ２件
質問内容	（１）いたい、いきたい、やってみたい！と思える「自分の居場所」はありますか？ （２）あなたが必要としている「居場所」はどんな居場所ですか？ （３）「こんな場所があれば、こんなことやってみたい！」と思っていることはありますか？ （４）あなたが考える「こどもにやさしいまち」はどんなまちですか？

（３）市民ワークショップ

本計画の策定に関わる子ども・若者の意見聴取・意見反映の検討に関する取組として市民ワークショップを開催しました。

令和５年度については、市内在住の 22 歳までの子ども・若者を募集して全 ２ 回の日程で実施し、令和６年度については、年齢を定めずに実施しました。

ワークショップでは、大学生のインターンシップ生がファシリテーターを担当し、若者目線で意見を引き出しつつ、子ども・若者が考える意見表明のハードルや、大人が考える子ども・若者にとって意見を言いやすい環境づくりなどについて、活発に意見交換が行われました。

タイトル	開催日時	会場	参加人数
子ども・若者の意見表明を考えるワークショップ～あなたの声を聴かせてください～	2023 年（令和５年） ７月 27 日（木） 午後２時～４時	藤沢市役所 会議室 3-3	６歳から 21 歳までの市民７人 インターンシップ生　６人 事務局　３人
	2023 年（令和５年） ８月 23 日（水） 午後２時～４時	藤沢市役所 会議室 3-3	６歳から 20 歳までの市民６人 インターンシップ生　６人 事務局　３人
大学生と考えるこどもまんなかワークショップ	2024 年（令和６年） ８月 24 日（土） 午後１時～４時	藤沢市役所 会議室７-１	市民　14 人 インターンシップ生　９人 見学者　４人、事務局　６人

（４）藤沢市マルチパートナーシップ　事例発表会

本市と包括連携協定を締結している民間企業の先進的な取組に関する事例発表会において、「こども・若者まんなか社会に向けて」をテーマにした講演会及び 2023 年度（令和５年度）に実施した本市における子どもや子育てに関するニーズや実態を把握するための調査の結果を報告し、「こどもまんなか社会」について考える機会とさせていただきました。

開催日時	2024 年（令和６年）７月４日（木）午後２時 30 分～５時 15 分
会場	藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設（F プレイス）
開催内容	（１）事例発表　本市と包括連携協定を締結している民間企業 （２）講演 講　師：NPO 法人わかもののまち　代表理事　土肥　潤也氏 テーマ：こども・若者まんなか社会に向けて -こども・若者の思いがカタチになるまち- （３）藤沢市調査報告 藤沢のこどもたち 市町村こども計画の策定に向けた準備と基礎調査から （４）トークセッション モデレーター兼パネラー：土肥　潤也氏 パネラー：東京海上日動火災保険株式会社神奈川支店 かながわ信用金庫 藤沢市子ども青少年部長 （５）参加者数 94 人

（５）パブリックコメントの実施

ア　実施概要

件名	「（仮称）藤沢市子ども・若者共育（ともいく）計画（素案）」について
公募期間	2024 年（令和６年）12 月 10 日（火）～ 2025 年（令和７年）１月 10 日（金）
配布資料等	「（仮称）藤沢市子ども・若者共育（ともいく）計画（素案）」
配布資料の閲覧場所	子育て企画課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館又は市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ 12 月 10 日号、市ホームページ
意見等を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、その他利害関係者
意見公募方法	所定の意見提出書又は任意の用紙に、氏名・住所・意見等の必要事項を記入し、郵送、ファックス、持参、市ホームページ用の専用提出フォーム（電子申請）の方法で子育て企画課にご提出いただきました。

イ　実施結果

計画の素案に対して、３人から７件のご意見をいただきました。パブリックコメントでいただいた意見を検討し計画推進の参考とするとともに、意見に対する市の考え方を市のホームページに公表しました。

6 関係法令

（１）こども基本法（令和４年法律第 77 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

２　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定

し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条　政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

２　前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章　基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条　政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

２　こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　こども施策に関する基本的な方針

二　こども施策に関する重要事項

三　前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

３　こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二　子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

４　こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

５　内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

６　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

７　前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

３　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

５　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条　国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条　国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

２　都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

３　都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

４　前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条　国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

２　都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条　国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条　政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条　こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　こども大綱の案を作成すること。

二　前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三　こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四　前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

３　会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

３　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二　会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条　前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一　附則第十条の規定　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）

二　附則第十一条の規定　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

（検討）

第二条　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

ものとする。

（少子化社会対策基本法の一部改正）

第三条　少子化社会対策基本法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正）

第四条　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　次条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、会議が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正）

第六条　子ども・若者育成支援推進法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

（復興庁設置法の一部改正）

第八条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正）

第九条　子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第十条　こども家庭庁設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十一条　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔令和六年六月二六日法律第六八号抄〕

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和六年九月政令二九〇号により、令和六・九・二五から施行〕